

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(2)「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」(マルハニチロ株式会社)

○石見座長 次は、新規の審議品目になります。「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」、マルハニチロ株式会社でございます。

消費者庁から概要の説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料3を御覧ください。

「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」です。内容量は70g、許可を受けようとする表示の内容ですが、「この食品はカルシウムを豊富に含みます、日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳を取ってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません」というものです。関与する成分と量はカルシウムで350mg、1日当たり摂取目安量は1本70gとなっております。

右側の既許可品のフィッシュソーセージとの違いですけれども、大きく2点ございまして、1点目が内容量です。既許可品は75gのところ、申請品は70g。関与成分が同じカルシウムですが、既許可品は440gのところ、申請品は350gとして申請がなされているというものでございます。

続きまして、資料4になりますけれども、こちらを御覧ください。

今回の「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」ですけれども、特保の申請区分の中で下に赤枠で囲っております疾病リスク低減表示というもので申請がなされているということになります。疾病リスク低減表示とは関与成分の疾病リスクの低減の効果が、医学的・栄養学的に確立されているとされる場合は、その疾病リスクの低減表示を認めるという特保の区分となっております。

後ろをめくっていただきますと、今回はカルシウムが関与成分となりますので、赤枠部分のカルシウムの場合は1日摂取目安量の300mgから700mgの範囲内であること、右側、特定の保健の用途に係る表示、先ほど申し上げたものと同じです。若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳を取ってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれませんという表示をすること。

摂取上の注意事項は、一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありませんということを表示することを要件としておりまして、本申請品はこれに合致するような申請をなされているというところでございます。

なお、この疾病リスク低減表示で申請が出された場合は、有効性の申請資料や一部の安全性の資料は省略しても差し支えないとしているところですので、それに基づき申請書が提出されているというところです。

以上となります。

○石見座長 ありがとうございました。

次に、事務局から事前に委員から出された意見等を紹介してください。

○消費者委員会事務局 4人の委員の先生からコメントをいただいております。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

資料5を御覧ください。真ん中辺りから「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」についてというページがございます。

まず、佐藤委員からのコメントでございます。関与成分について。既許可品はカルシウム添加量が1本当たり480mg、関与成分量は440mgであるのに対して、申請品は添加量が442.4mg、関与成分が350mgとなっています。関与成分量を既許可品よりも低く設定している理由は何でしょうか。製品ごとのばらつきを考慮しているのでしょうか。

2点目です。関与成分の分析評価法。関与成分の分析評価法が確立されて、再現性が取れるものかどうか、データが提出されないと判断できないと思われますが、妥当性確認データを求めるのでしょうか。

続いて、8、品質管理の方法に関する資料、2ページ、1、原料規格の炭酸カルシウムの添加量から製品中のカルシウム含量を求めると、633mg/100gであり、「(7)食品中における特定の保健の目的に資する栄養成分の定性及び定量試験の試験検査の成績書並びにその試験検査の方法を記載した資料」の2ページの分析結果は93.8%から95.2%に相当するので、分析は特に問題ないものと考えられますということです。

なお、5の計算例では、原子吸光の結果、1.8697、試料採取量は3.063と記載されています。試料採取量が3番の試験の方法に記載されている5gよりも少なく、原子吸光の結果が標準液の最低濃度より低くなっています。定量は検量線の間濃度付近になるのが望ましいと思われますので、余りよい計算例とは思われません。

また、食品添加物公定書などでは「定量等に供する試料の採取量に『約』を付けたものは、記載された量の±10%の範囲をいう」とされています。この点からもよい計算例とは思われません。

また「正確に量り取る」については、日本薬局方では「質量を『精密に量る』とは、量るべき最小位を考慮し、0.1mg、10μg、1μg又は0.1μgまで量ることを意味し、また、質量を『正確に量る』とは、指示された数値の質量をその桁数まで量ることを意味する」と規定されており、「約」とつける場合には「精密に」を用いるのではないのでしょうかということ。

次は、原料の調達、産地、供給安定性について。原材料の関与成分の含有量、産地や収穫時期などによる変動、農薬の汚染の分析確認体制や有害物混入防止の対策がなされているかといった点について、関与成分は食品添加物であり、特に問題ないものと思われます。

次のページに参ります。品質規格の設定について。原材料は製品の規格が決められており、一定規格の製品が製造できると考えられます。

次に、賞味期間。一般的な賞味期間が設定されていると思われますとのことでございました。

続いて、都築委員からのコメントでございます。安全性や安定性、表示などに問題はないと思われる。ただ、特定保健用食品であるので、この製品を1日1本食べたら健康効果が得られるなどのヒトでのエビデンスが欲しい。カルシウムを強化したということだけでは、栄養機能食品でよいのではと思ってしまうとのことでございます。

次は山岡委員の1点目、既許可品との比較では、関与成分及び内容量が少なくなっていますが、あとは特に問題はないと思われます。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

2点目、前回の指摘事項にもなかったのですが、これは対象を成人として試験が行われています。カルシウムですと子供が摂取する可能性もあり、この製品は成人を対象としていることを明記しなくてよいでしょうか。これは食品安全委員会マターかもしれませんが、その点が少し気になりましたとのことでございました。

続いて、脇委員からのコメントでございます。既許可品「マルハフィッシュソーセージ」「セブンプレミアム おさかなソーセージ」の低用量品とのことですので、許可に関しては特段の意見はございません。ただ、同じく既許可品の「Vセレクト フィッシュソーセージ75g」とは、香辛料と着色料が異なっており、本品にはコチニール色素製剤（SR Red No. 4018）が含まれています。コチニール色素にはアレルギー発症のリスクがあることが知られ、「マルハフィッシュソーセージ」「セブンプレミアム おさかなソーセージ」の表示許可後に消費者庁からも注意喚起が出されています。この点から「Vセレクト フィッシュソーセージ75g」と同様に、コチニール色素を含まないほうがより望ましいと考えますとのことでした。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、御意見を頂きたいと思います。

まず順番に、最初の佐藤委員のコメントについてです。佐藤委員、今の説明でいかがでしょうか。補足等がありましたらお願いします。

○佐藤委員 今回初めてだったので、担当の部分ということについていろいろ細かくコメントを出してみたのですが、1つお伺いしたいのが、分析評価法についてというのが担当なのですが、どこまで試験法について見る、指摘するべきなのか。今まであまり妥当性の確認とかといったことは気にしていなかったのですが、その試験法が正しく行われているのか、そういったところまでここでも議論がされるべきでしょうかというのが、ちょっと御意見を伺いたいなど。

指摘したところは、組成は変えずに食品量を減らしただけなのに、結局1日当たりの摂取目安量が割合的に減って書いてあるのはなぜなのかというのが気になったのですが、他のものについては特にコメントはありません。計算例というのはあくまで例なので、これを修正とか、そういった意味ではないのですが、一応気になったので書いてみました。

試験方法についても、その記載が正しいか正しくないかというところまで見る必要がないのかあるのかをこの場で教えていただきたいと思いますと思いました。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、一応カルシウムということで、栄養成分なので、食品表示基準の規定に基づいた栄養成分の分析方法というものがあるので、そちらで妥当性は担保されているという理解かと思いますが、消費者庁様からコメントがありましたらお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 特にはございません。

○石見座長 事務局、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 栄養成分表示における公定法とほぼ同じプロトコルで測られていますの

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

で、妥当性は十分ある方法だと考えます。

○石見座長 ありがとうございました。

栄養成分については、基準に基づいて分析方法が決められていますので、それに基づいた方法で実施されているということで、佐藤先生、よろしいでしょうか。

先ほどの質問で、更に新規成分等は、新しい分析法である場合は妥当性確認の検量線の作成すとか、真度や精度の試験について確認のデータが必要になるかと思いますが、栄養成分の場合はこれでオーケーということで御理解いただいてよろしいかと思います。

それから、関与成分量が既許可品より低く設定してあるということなのですが、事務局、これは何かお尋ねでしょうか。申請者に確認してありますでしょうか。

○消費者委員会事務局 申請者に確認したところでは、確かに75gから70g、5g減っている以上に関与成分量が減っているという状況になっておりますが、特に大きな意味があるわけではなく、最低必要量として分析したときに、それより少なくてはならないという数字として350mgを書いています、いわゆる目増し部分を増やした、製造時に少し余裕を持って作ったということでございます。

○石見座長 ありがとうございます。

佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 はい。結構です。

○石見座長 ありがとうございました。

計算例については、特に例ということなのでよろしいという、修正の必要はないという佐藤委員の御意見でしたので、これはそのままで行きたいと思います。

どうぞ。

○佐藤委員 試験法の記載に不備がある場合というのは、今後も指摘はすべきなのでしょうか。

○石見座長 それはしていただきたいと思います。

○佐藤委員 分かりました。

○石見座長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、都築委員の御指摘でございます。これについて、コメントがありましたらお願いいたします。

○都築委員 安全性試験とか安定性、表示等には特に問題は、ここは自分の範囲ということと、もう一つ機能性も範囲なのですが、この350に減ったということに関して、過去のヒト試験等を調べてみると、500ぐらいからは大体機能性は出てきているのですが、300という5本あったら3本か4本はネガティブみたいな感じで、結構このラインが微妙なのではないかと。確かに意味はくはないでしょうけれども、微妙だよというラインが300のラインだと思うのです。500以上は大体ポジティブなデータがそろっているのですが、今回減らしたということに関して、だったらこの70gのソーセージ1本食べたら本当に骨粗鬆症の改善傾向があるのですかというところを聞きたかったなというところがあります。

○石見座長 事務局、制度として先ほど御説明いただいたのですけれども、消費者庁様でしたか。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

もう一度説明いただければと思います。

○消費者庁食品表示企画課 済みません。どういったところでしょうか。

○石見座長 疾病リスク低減表示に係る食品の申請については有効性試験を付ける必要はないということが制度上で言われているということで最初に説明があったのですが、プラス、1日の摂取目安量が制度として300mgから700mgまで定められているということで、この制度に基づきますと、この食品については特に制度上は問題がないということによろしいでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 まず、この疾病リスク低減表示の仕組みにつきましては、カルシウムと葉酸に関しましては、このように成分に関しまして下限値と上限値と、表示する機能表示と注意喚起等の表示に関しまして、いわゆる規格基準型にほぼ類似した形で制度設計のときに設定したということがございます。それ以外のものについても申請自体は可能にはなっておりますけれども、それは正に個別に評価していく形になっていくということになるかと思います。ですから、これは一応設定時にこれで問題ないという形で設定したと。設定したのは消費者庁の前の厚生労働省の時代ということにはなります。

以上です。

○石見座長 御説明ありがとうございました。

都築委員、いかがでしょうか。

○都築委員 制度で問題がなければ問題ないので、300という数字に強くプライドがあるのであれば、私は何の指摘もございません。

○石見座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○北嶋座長代理 分かりにくいので、私は別の角度から言いますと、都築委員も御指摘のとおり、栄養機能食品というものがございまして、カルシウムはその中に入っていて、それは無届けで一応許可されていて、一見、それとの比較で言うとな法的に分解点が危ういのではないかと。ですから、特保のほうはエビデンスを基にそういったことをしていくという理解だったのですが、今の御説明だと、カルシウムの場合は必ずしもそうではないと理解される面もあったのですが、その辺りはどのように分解点を考えればよいのでしょうか。つまり、栄養機能食品との差別化の点ではどのような考えでいけばよろしいのでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 ここは今、正確にお答えすることは困難ですが、その当時も栄養機能食品の枠組みはあったかと思いますが、疾病リスク低減表示自体をどのように扱うかといったときに、栄養機能食品の枠組みに入れるよりも、特定保健用食品の枠組みの中に入れようということになったのだとは理解しております。特定保健用食品の中でも規格基準型という枠組みもありますけれども、それに類したような形のものも作ったということではないかと思います。

○石見座長 栄養機能食品につきましては、栄養素の機能の表示ができるということで、カルシウムについては、カルシウムは健康な歯や骨をつくり出すという表示なのですが、特保は更に疾病リスクということで、リスクリダクションの表示ができるということで一応差別化はされています。栄養機能食品のほうは骨粗鬆症という文言は入れられないということで、そういう理解で現

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

在のところは分かれていると考えております。

○北嶋座長代理 正にそこが、この表現でいうと「かもしれません」という「may」が引っかかるところでして、これが、もしエビデンスがあつて、骨粗鬆症への影響があるということであれば、先生のおっしゃるように特保ということになるのですけれども、そこがエビデンスで示されなくて、なおかつ、他の骨粗鬆症のほうに低減するかもしれないということであれば、限りなく区別が難しいようには見受けられるのです。それは正に都築委員のコメントのとおりなのですが。

○消費者庁食品表示企画課 恐らくこの表現も、国際的に疾病リスク低減表示を食品の中で認めているような表現例を参考にしながら設定したということです。mayというもの、可能性がありますというのか、かもしれませんというのかとか、そこの表現の仕方はいろいろあったのだと思いますけれども、今はこの表現を基準的なものとして示しているということになります。

以上です。

○石見座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次のコメントです。次は山岡委員の御指摘になります。子供が摂取する可能性もあつて、食品安全委員会マターかもしませんが、その点が気になりますということですが、これについては、脇委員に食品安全委員会のほうの座長として御意見をいただければと思います。

○脇委員 特定保健用食品ということは対象者が明記されると思いますが、この場合はどのようななっていましたでしょうか。

○石見座長 事務局、よろしいですか。この文言からしますと、若い女性の健全な骨のことにはなっているのですが。

○脇委員 そういふことの表記がはっきりしないのが現状なので、関与成分がカルシウムのどの製品も同じなのか、どうなのでしょう。大抵はこういう方にとりていただきたいということが書いてありますね。これははっきりしていない。はっきり書いていないのは、疾病リスク低減表示のものに限ってのことなのでしょう。この許可文言からいくと、若い女性が対象とされているのかなとは類推はされますけれども、明瞭にそういう表記はないですね。もちろんお子さんも食べられると思いますけれども、安全性の試験は確かに大人でしかできていないということはあるので、制度上の問題としては、対象者をはっきり書くようにするべきなのかどうか御確認いただいております。

○石見座長 確認なのですけれども、これまでの既許可品におきましても、特に対象者について明記するということはされていないのでしょうか。

○消費者委員会事務局 許可文言は全く同じものを使っているわけで、摂取上の注意というものも一緒にありますけれども、ここに子供が摂取するかもしれないとか、そういう文言も入ったものは、これまでの許可品ではございません。

○脇委員 ですから、問題としては多少残るかもしれませんが、この製品だけについて問題にするというものではないかもしれません。

それと、現状では、お子さんでも過剰にカルシウムを取り過ぎの方が多いということはないので、

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

2本食べても問題はないかとは思いますが、いろいろな食べ方をなさる方がありますので、対象者をはっきりできればより望ましいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。

制度上、今のところは許可文言が固まっていますので、既許可品についても特に対象者を表示するということはなかったということですが、今後の制度の改革とか、そういうときには少しその辺りも考慮していくということで、また、調査会の意見としてはそういうことが出たということで部会に上げるということではいかがでしょうか。

委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 対象者がはっきりしないということで、その辺について部会にこのことをどう考えるかを議論していただくということで申し送るということではよろしいですか。

○石見座長 よろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。

それでは、次に協委員のコメントで、コチニール色素を含まないほうがよいということですが、補足がありましたらお願いいたします。

○協委員 より安全性の高いものということで、こういうリスクのある添加物がない商品も作っておられるのだから、だったらできるのではないかということでの意見です。

○石見座長 これは指摘していただくということでよろしいですか。

委員の先生方、佐藤先生、いかがですか。

○佐藤委員 問題になったのは、カルミンの使われた口紅を使っていた人がコチニール色素を食べたときにアレルギーになるということで、コチニール色素の入った食品を食べるとすぐアレルギーが出るということはあまり考えられないのですけれども、虫から取られたという印象的にも余りよくないということで、確かに特保はより健康を気にする人が食べるものなので、若い女性でコチニールとか、口紅を塗る可能性があることも考えると、コチニール色素以外の色素を使ったほうがいいのではないですかという御指摘があっても当然かと思います。先生の御指摘を伝えていただくのはいいことだと思いますが、この製品について変えなければいけないとか、そういったことまでではないのではないかと思います。

○石見座長 添加物としては、登録があるということで問題がないということですが、特保としてはどうかということで、消費者庁、いかがでしょうか。注意喚起を出しているということなのですから、コメントをいただければと思います。

どうぞ。

○北嶋座長代理 時間調整で私が先に言いますと、カンパリソーダの場合、アレルギーが生じた例があって、既に別の色素への代替が、もう10年ぐらいたっているのではないですかね、もうなっているはずで、カンパリソーダといったときは、今はコチニール色素は使われていないはずだと思うのです。

カルミンという御指摘がありましたけれども、実際の抗原は虫由来のたんぱく質のほうだと思いま

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

す。ですから、精製するときの純度の方が問題で、たんぱくが混入したことによってそれがアレルゲンとなってアレルギーを惹起するというので、色素そのものがアレルゲンではないはず。つまり、ハブテンみたいなことではないはずのものです。むしろ規格の方でどれぐらいちゃんとした純度での抽出物なのか、というほうが問題だと思うのですが、いずれにしても、前に申請された製品ではこれを使っていないわけで、しかも、代替品がカンパリのほうは使用されているので、気にされている方は気にされているので、もう少し強く指摘して、代替品を検討してもいいのではないかぐらいは、調査会としてはあげてもいいように思うのです。

○石見座長 ありがとうございます。

消費者庁様、何かありましたらお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 使用する原材料に関しましては、食品衛生法なりで使うことができるというのに関しましては、こちらから積極的にこれは駄目ですと言うのはなかなか難しいかと思えます。何かしら注意なり、追加的に配慮して何か表示をさせたほうがいいということでありましたら、委員会のほうでの御指摘を踏まえたこととしていただければ、事業者のほうも考えていただけるのではないかと思います。

○石見座長 ありがとうございます。

そうしましたら、制度上は特に問題ないということですが、この委員会の指摘としてカンパリソーダの例も挙げながら、代替品のほうがよろしいのではないかという意見が出たということをお伝えいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 たしかカンパリソーダはカルミンを使っていて、日本には輸入できていないはずなんです。日本ではどうしたかという、合成着色料の入ったカンパリソーダを輸入しているという現状なので、カンパリソーダを例に出されると誤解が生じる。一般論として、消費者庁でもコチニールの注意喚起とかを出しているということで、そういった方面で、何か具体的なものを出すというよりは、一般的にそう言われているということでいいのかなと思います。すみません。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員の御意見ということで、先生方、いかがですか。

どうぞ。

○山内委員 確かにこのコチニール色素というのは、消費者庁の方に言われて、確か色素を変えた製品が特保の製品の中であったはずなんです。だから、そういう例があるので、あえてどうして使うのですかという指摘はあるべきだと思いました。

○石見座長 よろしいでしょうか。

では、委員会の指摘として、そのようなことを指摘するということでお伝えいただければと思います。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 これは代替品がある可能性があるということで、それに変えなければいけないということになるのでしょうか。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

○石見座長 そうではなくて、そういう指摘をするということでございます。

○消費者委員会事務局 指摘をすると。

○石見座長 制度として、食品衛生法で使うことは認められているので、そこまでは要求はできないという消費者庁様の御意見ですので、添加物としても登録されているので、使えることは使えるのですけれども、調査会としては変えてはいかがかという趣旨でございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○協委員 もう一件、添加物ではないのですけれども、食塩なのですが、これは1本で1.2g入っているということで、かなり高用量の食塩です。今度、食事摂取基準でも塩分6gということも提言されるので、1.2というのはその5分の1を1本で取ってしまうというものであるということも、これについてももし企業努力で低減ができるならばより望ましいのではないかということ、色素のこととともに御提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○石見座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 今の御意見は、例えば食塩の入っている量が多いので注意喚起を加えるというような。

○協委員 この製品については特に変えなければいけないというものではないのですが、もし何らかのより改良をする努力をしていただければ、色素も変え、塩分も減らしという製品を作ってくださいと、より特保としては望ましいということであって、別にこれは絶対に駄目ですというものではないということです。

○消費者委員会事務局 分かりました。

○石見座長 それでは、そういう指摘をしていただくということで、他に御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○北嶋座長代理 全く別件で、この中では出てきていなくて、前回佐藤委員からもあったと思うのですけれども、私がなかなか理解できていない点は、この名称、表示についてなのです。この表示を見ても「おいしいソーセージ」というものがあって、「1秒オープン」というものがあって、「おさかなソーセージ」というのが、ラベルではこうなるのですけれども、届出では「1秒オープンおいしいおさかなソーセージ」とあって、必ずしもこの表示といつも一致しないわけですね。こういうところはもう少し整理できないのかなというのは、前回の別の食品のところでもあったのですけれども、なかなか法的にはそこは強く言えないということなのではないでしょうか。

例えば、届出のほうでは完全に片仮名の「オープン」なのですが、こちらは英語が入っていたり、あるいはその上の行に「おいしい」という表示がありますね。「おいしい」というところが飛び出ているというか、必ずしも届出とは全然一致していないということでございます。

○石見座長 ありがとうございました。

表示のことについては、こういう意見が出たということで部会のほうに申し送るということによ

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

ろしいでしょうか。

それでは、審議結果を整理していただいて、処理方法について確認したいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○消費者委員会事務局　今回、この件につきましては、この調査会においては御了承ということでよろしいでしょうか。

ただし、先ほどありましたように、コチニール色素の代替品の件と食塩の件、それから、名称の件があります。名称につきましては、部会に申し送るということになります。もう一つ、対象者がはっきりしないということ、この件についても部会で審議していただくように申し送るということにいたします。もう一つは、先ほども言いましたけれども、食塩とコチニール色素については少し改善できないかということを申請者に伝えるということでもよろしいでしょうか。

○石見座長　それでは、今のおまとめですと、確認して座長預かりとするということになりますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局　品目そのものにつきましては、調査会了承ということでよろしいのでしょうか。それとも、申請者からの回答次第では了承できないと。もしもそうであれば座長預かりということになりますけれども、そうでないのであれば、品目については調査会としては了承、ただし、部会への申し送り事項として摂取対象者の表示の問題、商品名の書き方の問題、これについては部会へ申し送るということ、また、それとは別にコチニール色素と食塩については代替品を用いること、更に食塩は低減することを検討されたい、そのような意見が調査会であったということを伝えるということでもいかがでしょうか。

○石見座長　私としましては、今の事務局のおまとめの方法で、調査会としては了承するけれども、コメントとして部会に上げることと申請者には委員会のコメントを伝えるということでもいかがでしょうか。委員の先生方、御了承いただけますでしょうか。

どうぞ。

○北嶋座長代理　その伝えた結果についての回答を、座長預かりにするということでしょうか。そうではないのでしょうか。

○消費者委員会事務局　例えば、コチニール色素に代わるものを検討されたいということを申請者に伝えますね。あるいは食塩を減らすことを検討されたいと伝えますね。でも、申請者からこのソーセージの味を保つために食塩を減らせませんという回答が来たときに、座長としては納得できないというようなことがあるのであれば、座長預かりとしてその回答を待つということになります。例えばの話です。ただ、あくまでも調査会としては検討してくださいねと、そこまでしか言わない、言えないということであれば、分かりました、次回の処方改良のときには食塩を減らすことを検討しますという回答もあるかもしれないし、おいしさを保つために食塩は減らせませんということかもしれない。でも、いずれにしても調査会として了承するということであれば座長預かりではなしに、品目としては了承します、ただし、こういうことを別途申し伝えると言った方がいいのか、意見を伝えますよという別途の扱いになるということかと思います。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

○石見座長 後者のほうでよろしいかと思えますけれども、よろしいですね。そういうことで、回答によって審議の結果が左右されるわけではなく、座長においてもそこでこれは駄目というような指示を出すことでもありませんので、当調査会としては了承するけれども、申請者にはそのコメントを伝えてくださいということになるかと考えております。よろしいでしょうか。

○佐藤委員 それで結構なのですけれども、その回答をどこかで委員会に返していただくというのは必要なかなと。どちらでも、結局どういう回答をされたのかというのが委員としては知りたいのかなと。

○消費者委員会事務局 佐藤委員から、この結果がどうなるといいますか、申請者としてはどう回答してくるのか知りたいということだと思うのですけれども、その回答によって了承するしないという正式な指摘ではないということになりますと、これは極端な言い方になりますけれども、コチニール色素、食塩について検討されたいということを伝えまして、申請者がはい、分かりましたとか、その一言で終わらせて一切回答しないということもあり得るわけです。それに対して事務局からは、回答しなければ駄目だと強制する根拠がないわけです。正式な指摘ではないわけですから。

もちろん、それは極端なケースを想定してはいますけれども、ですから、今、この場で分かりました、申請者からの回答を委員の皆様にお伝えしますということを事務局としてお約束するのはまた難しいのかなと。確約するのは難しい状況だと。ですから、もちろん伝えます。伝えまして、先生方も申請者がどういう対応をするのか知りたいがっていますよということも含めて伝えた上で、申請者から何か回答があればそれを委員の皆様にお伝えするということでもよろしいでしょうか。最悪のケースが起こった場合には、申し訳ないですけれども、事務局としても委員の皆様にお伝えすることはなくなってしまうわけですから、それでよろしいですか。

○石見座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○北嶋座長代理 そういうことであれば、先ほど山内委員から御指摘がありましたように、過去に食品のほうでコチニール色素を自主的に取り下げたのか、あるいはアドバイスで変えたのか分からないのですけれども、そこを遡っていただいて、そこの齟齬というのもございますので、そういうことであれば、それを前提に承認するみたいな、強くは言えるのでしょうか。つまり、過去の事例でこの食品ではこう言われていたのにうちでは言われませんでしたという、恐らく齟齬が生じて今後のやり方が、コチニール色素はよく出てくるでしょうから、常に同じ問題が生じてしまうと思うのです。

○消費者委員会事務局 山内委員が先ほど例に挙げられたものは、この同じ会社のソーセージですか。

○山内委員 会社が一緒かどうかは記憶していませんが、確かに消費者庁の指摘に応じて色素を別のものに変えた製品があったという記憶があるのですが。

○消費者委員会事務局 特保の申請でコチニールを使っていた、それで、消費者庁からこういうあれが出ているけれどもと。

○山内委員 あったと記憶していたのはそういう話です。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

○消費者委員会事務局 伝えたら、申請者が変えたという事例ですか。

○山内委員 はい。確認していただいて。

○消費者委員会事務局 そういう事例があったかどうかは確認させていただきたいと思います。ただ、先ほどもありましたけれども、コチニール色素が食品衛生法上は食品に使っていいとされている物質、食品添加物なわけですね。ですから、変えてくれるということはより望ましいのかもしれませんが、変えないという場合でも、変えないのであれば特保として、調査会としては認めることはできないというのはかなり難しいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○石見座長 先ほど、それは難しいということで、座長預かりのようなことにはできないのではないかという結論になったと思います。

○消費者委員会事務局 それはよろしいですね。だから、こういった事例もあったということも含めて申請者には伝えますが、それはあくまでも変えることを検討されたい、調査会としては変えてほしいと思いますと言うと変な言い方ですが、そういうニュアンスで伝えるということであって、その結果いかにかわらず調査会としては了承と。そこは変わらないということによろしいですね。

○石見座長 そこは法的に指摘できないということなので、そこは動かせないかと思います。

○消費者委員会事務局 では、議論がぐるぐる回ってしまったようなところがありますけれども、最初に申し上げましたように、調査会としては了承する。ただし、表示の商品名と摂取対象者については部会に申し送ることとする。それから、食塩とコチニール色素については代替、低減を検討されたいと、そういう意見が調査会であったことを伝えるということにさせていただきたいと思います。

○石見座長 特定保健用食品は、消費者の皆様の健康の維持増進に役立つということなので、申請者としてもそういうところは十分に理解していただきたいというのが調査会の意見だと思います。それを何も回答がないというのは、個人的な意見ですが、私としては理解ができないということになると思いますので、そういうこともお伝えいただければと思います。

○消費者委員会事務局 回答が来ましたら、また委員のほうに御連絡するということによろしいわけですね。

○石見座長 はい。

どうぞ。

○佐藤委員 この調査会からの指摘というのは、別に食品添加物としては大丈夫だと思うのですが、消費者目線でいくと、コチニール色素と書いてあると、えっ、と思うかもしれないという皆さんの御心配をお伝えするというふうに受け止めていただくといいのかなと。商品として、せっかく特保で出すのにコチニールを使っているという悪いイメージがつくとあまりよろしくないのではないですかという皆さんからの温かいメッセージというか、そう理解していただければいいのではないかと思います。

○消費者委員会事務局 それも併せて伝えます。

○石見座長 どうぞ。

第48回新開発食品評価第一調査会 議事録

○脇委員 あと、所轄でいらっしゃる消費者庁が両方、特保も許可し、アレルギー情報も出しということで、その辺の整合性をどのようにお考えになって許可されるかということかなということで、判断はそちらにお任せで、私たちは意見を申し上げるという立場ですので、よろしくお願いします。

○石見座長 それでは、評価と管理というところで、しっかり分けていただくということでよろしいでしょうか。